

第2回 定例会

令和5年2月27日～3月24日の26日間に行われました。
詳細については、令和5年6月ごろに本会議録が製本されますので、市ホームページ、市情報公開コーナー、図書館等でご覧ください。市ホームページから録画中継もご覧いただけます。

総務文教委員会 主な審査内容

●特別職の職員で非常勤のもの
報酬及び費用弁償に関する
条例の一部改正について

Q 予防接種健康被害調査委員会
の委嘱の状況と活動内容について
問う。



A 予防接種健康被害調査委員会
の構成員は、広島県が推薦する医
師と保健所長及び大竹市医師会か
ら推薦を受けた医師で、現在、3
名の方に委嘱している。

今回は、新型コロナウイルススワ
クチンに関して申請が2件出てお
り、その申請を審査して、現在は、
県を通して国に申請している状況
である。今後、予防接種健康被害
調査委員会が国が適用の認定をし
た場合は、申請者の状況に応じて
今までの医療費などの手当につい
て国から通知があるので、大竹市
が手当をしていく流れになる。

Q 新型コロナウイルスワクチン
以外の予防接種で後遺障害はある
のか問う。

A 新型コロナウイルスワクチン
以外の予防接種について健康被害
の報告はない。

●大竹市会計年度任用職員の
給与及び費用弁償に関する
条例の一部改正について

Q 期末手当支給割合が1・2月
から1・225月、年間2・4月
から2・45月に引き上がるが、
この引き上げは来年度からになる
のか問う。

A 会計年度任用職員の任期は1
年度単位であることから、給与の
改定があった場合、翌年度におい
て反映することとしており、今回
の期末手当の引き上げについては、
来年度からとなる。

●辺地に係る公共的施設の
総合整備計画の変更について

Q 公共的施設の整備を必要とす
る事情の「消防・災害対策」の中
で、第8分団の消防ポンプ積載車
を更新整備するとあるが、この整
備によって、他の分団の車両更新
の整備の影響について問う。

A 川手地区の車両の整備を令和
6年度に予定していたが、令和5
年度に整備する予定である。



消防団車両

●令和4年度大竹市一般会計
補正予算(第9号)について

Q 債務負担行為の補正でマイナ
ンバーカード交付円滑化に要する
経費があるが、現在の交付率につ
いて問う。

A 1月31日時点の交付率は、
全国が60・1%で、大竹市が
66・2%である。また、大竹市の
申請率については、1月31日時点
で77・6%である。



大竹市マイナンバーカード
についてはこちらから↓



Q 債務負担行為の補正で、地域
公共交通整備に要する経費が
214万円増額している理由につ
いて問う。

A こいこいバス等の老朽化によ
る修繕費の増額などが理由であ
る。



こいこいバス

●その他の議案3件

採決の結果、すべての議案が
原案のとおり可決



本会議での採決の結果
原案のとおり可決

生活環境委員会

主な審査内容

●大竹市子ども医療費

助成条例の制定について

Q 大竹市乳幼児等医療助成制度から※子ども医療費助成制度に拡充されたことで、今後の財源の考え方を問う。

A 財源の「にこにこ子ども基金」は、年齢要件を拡充したことにより、運用期間が令和10年度頃までとなる。その後は空母艦載機交付金で基金を積み増しすることも考える必要がある。

※子ども医療費助成制度

令和5年
10月から15歳から18歳へ
拡充されます。



●大竹市国民健康保険条例の

一部改正について

Q 出産育児一時金を総額50万円に増額するが、出産にかかる平均的経費はいくらか問う。また、休日や夜間出産は料金が追加される

が、加算処置はないのか問う。

A 令和5年1月の社会保障審議会医療保険部会で使用された資料では、48万円が令和4年度の平均出産費用の推計額とされている。

また、夜間や時間外で加算された費用は医療機関の自由診療の部分で、各医療機関で異なるため追加の支給は考えていない。

●大竹市コミュニティサロンの 指定管理者の指定について

Q コミュニティサロン玖波の指定管理者が変わるとのことであるが、事業内容に変更があるか問う。



コミュニティサロン玖波

A 議会の議決を前提としてシルバー人材センターと協議を重ねている。管理運営については基本的には従来のやり方を踏襲してい

くことを確認している。

また、現在勤務されているスタッフの方は、シルバー人材センターに登録することにより、引き続きコミュニティサロン玖波での就業を希望されており、利用者の方はこれまでと同様な環境で施設が利用できると考えている。

●大竹市家庭的保育事業の設備 及び運営に関する基準を定める 条例の一部改正について

Q 家庭的保育事業等の設備について確認はどのように行うのか。また、罰則規定について問う。

A 大竹市児童福祉施設指導監査実施要綱や大竹市認可外保育施設指導監督実施要綱に基づき、報告や立入調査で確認する。なお、改善に問題があれば指導等もできる。

罰則については、児童福祉法に基づき、市が定期的に行う施設の指導監査により、基準に達していない場合は、文書による指摘を行い、改善報告書の提出を求め、改善の意思が見られない場合は改善勧告・改善命令となる。

また、児童福祉法に著しく有害であると認められるときは事業の制限または停止命令を行うことが

できる。重大な基準違反は、事業の認可取り消しの対応をとることになる。

●その他の議案9件

採決の結果、すべての議案が

原案のとおり原案のとおり可決

本会議へ

本会議での採決の結果

原案のとおり可決

おおたけ市議会だよりアンケートについて

令和5年2月号からアンケートを募集しております。回答頂いた皆様、ご協力ありがとうございました。これからの誌面編集の参考にさせていただきます。



議会だより
アンケート QR コード